

新盆の簡素化を！ 新生活運動の推進

市民の力で 住みよいまちづくり

個人的な過去の付き合いから、一気に新生活運動に移行することが難しい場合もあると思いますが、徐々にこの運動が市民の皆さんの生活の中に浸透していくよう、進めていきます。

新型コロナウイルス感染防止の観点からも弔問は極力控え、3密を防ぎましょう！

- 1 新盆回りを控える
(親戚・近所・隣組・縁故者まで)
- 2 香典は 1,000 円程度
- 3 お返しや酒食の接待はしない
- 4 提灯、供物は親戚にとどめる

●問い合わせ
教育部 生涯学習課 ☎81-1215



まごころありがとうございます 次の方から市に寄付・寄贈をいただきました

- | | |
|---|---|
| ◆脂肪冷却サロン レジュータ郡山店 (郡山市) 物品 | ◆川口内燃機製造株式会社
取締役社長 金井 芳雄さん (滝根町) 一般寄付金 |
| ◆佐藤モーターズ
代表取締役社長 佐藤 高行さん (大越町) 物品 | ◆有限会社 鈴木建築店
代表取締役 鈴木 朝吉さん (船引町) 一般寄付金 |
| ◆(株)勝山板金工業 勝山 修二さん (船引町) 物品 | ◆有限会社 トマト商会
代表取締役 石井 豊さん (大越町) 一般寄付金 |
| ◆吉間田滝根線安全協議会 (県工事分)
会長 武田 直之さん (滝根町) 物品 | ◆蒲原 翔太さん (東京都) 物品 |
| ◆福島県中部地区郵便局長会
代表 早川 佳一さん (郡山市) 物品 | ◆株式会社 ダックス・エクセレント
早川 勝幸さん (大越町) 物品 |
| ◆ゆめきりん 増田 英子さん (常葉町) 物品 | ◆株式会社 エコ
代表取締役 猪狩 恭一郎さん (郡山市) 物品 |
| ◆交通安全協会都路分会 青木 一典さん (都路町) 物品 | ◆シチズン電子船引株式会社
代表取締役社長 高橋 修司さん (船引町) 物品 |
| ◆滝根町商工会女性部
部長 二瓶 恵美子さん (滝根町) 物品 | ◆船引ロータリークラブ
会長 佐々木 俊雄さん (船引町) 物品 |
| ◆上遠野 尊文さん (船引町) 物品 | ◆松崎 ケイ子さん (大越町) 物品 |
| ◆伊藤 智広さん (船引町) 物品 | ◆NTT ドコモグループ社員 御一同 物品 |
| ◆国際ロータリー第 2530 地区県中分区
ガバナー補佐 白岩 薫さん (船引町) 物品 | ◆上野 豊子さん (小野町) 物品 |
| ◆山口 晋さん (三春町) 物品 | |
| ◆春風館スポーツ少年団 (船引町) 一般寄付金 | |

重度心身障害者医療費受給者証を更新します

現在交付している「重度心身障害者医療費受給者証」は 8 月 1 日で更新します。

受給者、配偶者とその生計を維持する方の所得などを確認し、更新結果と新しい受給者証を 7 月末までに送付します。

現在のところ、所得制限に該当しているため支給停止中の方も、同様に所得などの確認を行います。

次の場合は更新することができませんので、速やかに手続きをお願いします。

- 受給者本人、配偶者と生計維持者の住民税が未申告の場合
- 加入する健康保険が確認できない場合

なお、転入された方は所得確認のため、前住所地発行の所得・課税証明書の提出を求めることがあります。

【変更届が必要な場合】

下記の場合は、受給者証・健康保険証・印鑑などを持参し、必ず届出をしてください。

- 住所・氏名などに変更があったとき
- 健康保険証に変更があったとき
- 扶養義務者が変更になったとき
- 障害の程度が変わったとき
- 田村市から転出するとき
- 受給者が死亡したとき

問 保健福祉部 社会福祉課 ☎81-2273

介護保険負担限度額認定証の更新時期です

介護保険施設に入所または短期入所介護サービスを受けるに当たり、負担限度額認定申請を行うことにより、居住費(滞在費)と、食費の負担額を所得の状況に応じて減額します。

現在交付している「介護保険負担限度額認定証」の有効期限は 7 月 31 日までです。

8 月 1 日以降も引き続き減額を受ける場合は、改めて申請が必要です。

●対象

- 次のすべての要件を満たす方
- ・市民税非課税世帯の方
 - ・配偶者が市民税非課税の方(世帯が同じかどうかは問わない)
 - ・預貯金などの金額が基準額(単身で 1,000 万円、夫婦で 2,000 万円)以下の方

●申込方法

申請書と添付書類を、郵送、または直接高齢福祉課へ提出してください。

●提出書類

- ・介護保険負担限度額認定申請書
- ・同意書(申請書裏面)
- ・預貯金(普通・定期)の通帳、有価証券などのコピー(必ず記帳してからコピーして下さい)
- ①銀行名・口座番号・名義人などが記載してあるページ
- ②提出日からさかのぼって 2 カ月分の記載ページ
- ※本人と配偶者名義の全ての通帳について、残高の多少に関わらず、コピーが必要です。

問 保健福祉部 高齢福祉課 ☎82-1115

農業関係者の新型コロナウイルス対策

水田・畑作・施設園芸などの農業者や集出荷施設などの従業員の皆さんは、食料の安定供給に重要な役割を担っています。

新型コロナウイルス感染防止のため、徹底した対策をお願いします。

＜①予防対策の徹底＞

農業者・従業員などに感染予防策を要請します。会議・行事などの開催の必要性を検討し、開催する場合には、換気、人と人との間隔をとるなど、密閉・密集・密接を避けてください。

＜②患者発生時の患者、濃厚接触者への対応＞

患者が確認された場合には、関係者に周知するとともに、県中保健所に報告し、対応について指導を受けてください。

濃厚接触者と確定された農業関係者は、14 日間の自宅待機と健康観察を実施してください。

＜③生産施設などの消毒の実施＞

県中保健所の指示に従って消毒を実施します。一般的な衛生管理が実施されていれば、出荷停止や農産物廃棄などの対応をとる必要はありません。

＜④業務の継続＞

耕起、播種、移植、水やりなど当面の営農活動継続のために支援を必要とする作業を検討し、作業の優先順位付けを行います。

周辺農業者や受託組織の活用など、あらかじめ誰(どの機関)がどの作業を支援するか役割を明確化しておきましょう。

問 産業部 農林課 ☎81-2511
福島県県中保健所 ☎0248-75-7827